

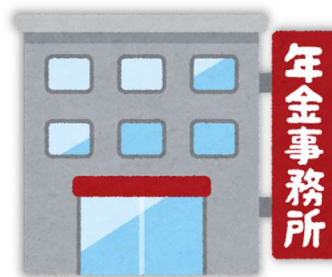
国民年金第3号被保険者の届出について

国民年金の加入者のうち、厚生年金や共済組合へ加入している第2号被保険者に扶養されている**20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満の者)**を**第3号被保険者**といいます。第3号被保険者の年金保険料は、配偶者が加入している厚生年金や共済組合が一括して負担するので、個別に納める必要はありません。第3号被保険者に該当する場合は、事業主を経由して年金事務所へ届け出る必要がありますので、手続きを忘れないように注意しましょう。

国民年金第3号被保険者とは

厚生年金に加入をした者は**第2号被保険者**という資格区分に分類され、その配偶者(20歳以上60歳未満で年収が130万円未満の者)は**第3号被保険者**という資格区分に分類されます。第3号被保険者の大きな特徴は、**国民年金保険料を個別で納めなくてもよい**という点です。これは、配偶者である第2号被保険者が加入している厚生年金や共済組合が、第3号被保険者の保険料も一括して負担しているためです。第3号被保険者である期間にご自身で保険料を納付することはなくとも、保険料納付済の期間として将来の年金額に反映される仕組みになっています。

第3号被保険者の届出を提出しないと、個別に保険料がかかってしまうのでご注意ください!



【国民年金資格区分】

資格区分	条件	保険料
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など	本人または保険料連帯納付義務者である世帯主・配偶者のいずれか
第2号被保険者	民間会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者	事業主と被保険者で半分ずつ折半
第3号被保険者	国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満の者)	自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)

第3号被保険者の届出手順について

- ① 日本年金機構のHPより「**第3号被保険者関係届**」をダウンロード
- ② 必要事項を記入し、税理士国保組合へ提出
- ③ 医療保険者記入欄に署名・捺印のうえ事業所へ返送
- ④ 事業所から年金事務所へ提出



第3号被保険者ではなくなった場合

以下のような理由により第2号被保険者の扶養を外れて第3号被保険者ではなくなった場合も、**非該当の届出が必要**となります。手順は該当の届出を提出するときと一緒にですので、もれなく提出するようにしましょう。

- 配偶者(第2号被保険者)が、退職などの理由で厚生年金の資格を喪失するとき。
- 配偶者(第2号被保険者)が、65歳に到達し老齢基礎年金の受給資格を満たすとき。
- 第3号被保険者の年収が130万円を超えるとき。
- 離婚をして夫婦関係が解消されるとき。

※第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となる場合、お近くの市区町村役場の国民年金窓口またはお近くの年金事務所で、国民年金第1号被保険者への変更手続きをしてください。

**「第3号被保険者関係届」の様式は、日本年金機構
ほか組合のホームページからもダウンロードできます！**

